

## 「各種登録・許可の有無及び資格者人数一覧表」提出の手引き

青森県が役務の提供を受ける契約を発注する際に、資格者の人数や資格者所在地域に制限を設ける場合があります。

その際の参考資料として、平成 20 年 10 月 1 日から有効となる競争入札参加資格の施行にあわせ、平成 20 年 7 月から「各種登録・許可の有無及び資格者人数一覧表」の提出をお願いすることとしましたので、ご協力よろしく申し上げます。

### 1 一覧表の概要

- (1) 入札参加資格上の位置づけは、入札参加資格審査申請の必須書類ではなく、任意提出をお願いする書類となります。
- (2) 一覧表は、「物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領」における「入札前の提出資料」に該当しますので、虚偽記載等の場合は、指名停止等の対象となる場合があります。
- (3) 一覧表は県庁内部の資料として使用しますが、青森県情報公開条例（平成 11 年 12 月青森県条例第 55 号）第 5 条の規定により、開示請求の対象となる場合があります。

### 2 一覧表の提出方法、受付期間及び受付時間

#### (1) 提出方法

郵送、持参、FAX 又は E メールのいずれかの方法で提出してください。  
競争入札参加資格の新規申請や変更申請と同時でもかまいません。

#### (2) 受付期間

原則として毎月 20 日まで到着したものを、登録の上、翌月 1 日から各契約担当者に配布します。

#### (3) 受付時間

持参の場合は、9時から17時まで（12時から13時までを除きます。）です。

#### (4) 提出先

青森県総務部行政経営管理課施設管理グループ

電話 017-734-9095

FAX 017-734-8014

[Eメール gyokan@pref.aomori.lg.jp](mailto:gyokan@pref.aomori.lg.jp)

### 3 記入方法

#### (1) 名簿番号

新規申請と同時に提出される場合は、記入を要しません。

#### (2) 各種登録・許可（地域別の登録・許可）の有無

許可が有効な市町村の所在する地域県民局管内全てに「○」をつけてください。

なお、建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2に伴う知事の登録のうち県内分については、登録を受けた営業所の所在する地域県民局管内全てに「○」をつけてください。

記入のルールは次のとおりになります。

①協同組合・企業組合等の場合は、組合が保有する登録・許可と、入札参加資格を持つ（申請中も含む、以下同じ）組合員が保有する登録・許可をあわせて記入してください。

②登録の場合は、登録を受けた営業所の所在する地域県民局管内全てとなります。

なお、各地域県民局の管内市郡は下記のとおりです。

東青地域県民局管内	青森市・東津軽郡
中南地域県民局管内	弘前市・黒石市・平川市・中津軽郡・南津軽郡
三八地域県民局管内	八戸市・三戸郡
西北地域県民局管内	五所川原市・つがる市・西津軽郡・北津軽郡
上北地域県民局管内	十和田市・三沢市・上北郡
下北地域県民局管内	むつ市・下北郡

③地域県民局管内に○をつけた場合は、「県外」に許可・登録があっても○をつける必要はありません。

例：青森市・弘前市・平川市・秋田県大館市で有効な許可の場合、「東青」と「中南」の2つに○をつけてください。

例：八戸市・三沢市・岩手県盛岡市の営業所で登録を受けている場合は、「三八」と「上北」の2つに○をつけてください。

(3) 各種登録・許可（申請者として）の有無

申請者として所有している資格・許可等がありましたら、左の口にチェックを入れてください（メールの場合は黒四角（■）で上書きしてください）。

なお、チェック欄だけあって空欄の箇所がいくつかありますが、そこには表記している以外で保有している資格・許可（名簿に登録した業務の履行に有用なものに限る）を任意で記入してください。

また、協同組合・企業組合等の場合は、組合が保有する登録・許可と、入札参加資格を持つ組合員が保有する登録・許可をあわせて記入してください。

(4) 各種資格を保有する従業員等の人数

資格を保有している従業員（法人にあつては常勤役員、個人にあつては事業主を含む）数を勤務地の地域県民局管内別に記入してください。

記入のルールは次のとおりです。

- ①従業員の居住地と勤務地の地域県民局管内が違う場合は、「勤務地」を所管する地域県民局の欄に記入してください。  
例：おいらせ町居住で八戸市勤務の従業員は、「三八」に記入してください。
- ②「県外」欄には、実際に青森県内で業務を行う可能性のある資格者の人数を記入してください。
- ③協同組合・企業組合等の場合は、組合の従業員の資格のほか、入札参加資格を持つ組合員の従業員が保有する資格をあわせて、合計人数を記入してください。
- ④資格が複数の種類（甲種・乙種など）に分かれている場合は、いずれかの資格を持っていればその欄に記入してください。
- ⑤一番下の「合計」欄には、表の数値を足した人数ではなく、「**実人数**」を記入してください。  
1人で2つ以上の資格を取得している従業員がいる場合はご注意ください。